

## 環境影響評価書案審査意見書

「(仮称) 三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事  
小池 百合子

### 記

#### 第1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称：三田三・四丁目地区市街地再開発準備組合  
代表者：理事長 北島 弘  
所在地：東京都港区三田四丁目 1 5 番 2 9 号
- 2 対象事業の名称及び種類  
名 称：(仮称) 三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業  
種 類：高層建築物の新築
- 3 対象事業の所在地  
東京都港区三田三丁目 5 番地、四丁目 1 5 番地 ほか

#### 第2 意 見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

## 【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度出現地点では、本事業による寄与率が高く、二酸化窒素については環境基準を超えており、また、計画地の周辺には中学校などの教育施設が存在することから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

## 【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う建設作業振動は評価の指標とした基準値以内となるとしているが、最大と予測される計画地北東側の付近には住宅用途の建物が存在していることから、建設機械の配置を詳細に検討するなど、環境保全のための措置を徹底すること。

## 【日影】

評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める規制値を下回るとしているが、等時間日影図では、同条例で定める規制値への適合状況が一部示されていないことから、その適合状況についても分かりやすく記載すること。

## 【景観】

- 1 代表的な眺望地点及び眺望の状況について、距離、方向及び可視状況を勘案して予測地点を選定したとしているが、計画地西側には、住宅等も多く存在するとともに計画建築物が容易に見渡せると予想される場所があることから、眺望地点を追加すること。
- 2 計画地の一部が、東京タワーを見通す、象徴的な街並みを育むことを目標とする「三田通り周辺景観形成特別地区」の区域にも含まれることから、その目標への対応について明らかにすること。